

令和5年度第1回天理市総合教育会議会議録

- 1、開会年月日 令和6年1月15日（月）
- 2、閉会年月日 令和6年1月15日（月）
- 3、出席委員氏名  
並河 健 伊勢 和彦 西畑 敦司  
末浪 真希 西田 伊作 吉田 義和
- 4、委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名  
副 市 長 藤田 俊史  
公 室 長 上田 茂治  
事 務 局 長 奥村 紀一  
事 務 局 次 長 山口 忠幸  
教 育 総 務 課 長 石原 康司  
ま な び 推 進 課 長 藪内 善史  
ま な び 推 進 課 指 導 係 長 吉岡 奈美  
ま な び 推 進 課 指 導 主 事 上田 陽規  
ま な び 推 進 課 指 導 主 事 釜本 清隆  
教 育 総 務 課 長 補 佐 横井 絢子
- 5、会議に付した案件  
1 市内中学校いじめ事案について
- 6、会議の経過議題  
開会 午後3時00分  
終了 午後4時27分

1 教育総務課長

本日は、お忙しい中お集まりくださいまして、誠にありがとうございます。予定時刻がまいりましたので、今年度第1回天理市総合教育会議を開催させていただきます。

早速ではございますが市長よりご挨拶をよろしくお願いいたします。

1 市長

お忙しい中、今日は教育総合会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定例ではなくて、これはイレギュラーな形で、いじめ案件というものがございましたものですから、専門家の皆さんにご審議をいただいた後、皆様方にも確認をとるような形になってくるわけですが、ちょうど我々が今後保護者対応をしていく、子ども応援相談センターというものを立ち上げてやろうと議論していた内容と重なるところも出てくるかなと思っておりまして、今日は客観的に状況を確認いただいた上で、今後再発防止のためにもどういった形で取り組んでいくことが、当事者である児童生徒のためであり、あるいは保護者のためであり、あるいは学校現場のためになるのかなど、それぞれの視点に立って忌憚のないご意見をいただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1 教育総務課長

ありがとうございました。

それでは案件に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、まず次第、それからいじめ問題行動等対策委員 I（第三者機関）報告（案）となっております。2つ目の資料が第3回いじめ問題行動等対策委員会、3つ目が天理市いじめ防止基本方針、4つ目が資料1となっております。資料に過不足ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、案件に入ってまいりたいと思います。案件の議事進行につきましては、市長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

1 市長

いじめ問題行動等対策委員会から報告案が来ておるので、これについて皆様方のご意見をもらうということですね。

1 教育総務課長

さようでございます。

1 市長

これは事前にご一読いただいているのでしょうか。

1 教育総務課長

はい。

1 市長

そうしたら、全部読み上げる必要はないという形で、経緯については省略でありますけれども、学校の組織対応、あるいは学校側のケアなど、まず補足説明が教育委員会からこの記載以外であれば、説明をお願いします。

1 教育総務課長

それでは、本案件担当のまなび推進課長からお願いします。

1 まなび推進課長

第三者機関報告の案に記載させていただいているとおりでありますが、議論いただいた委員の先生が、別添のいじめ問題行動等対策委員会の専門の機関の方で、審議をいただいたということを前提にご議論いただけたらありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

1 市長

まず事案の経緯の後、3ページの上から議案の問題点についてという形で、それぞれの専門の皆さんからご指摘いただいたことがまとめられているわけですが、何かここに記載の点以外の補足はないですか。

1 まなび推進課長

特にはないです。

1 市長

それであれば、まず順番に上からでいいですかね。

1 教育総務課長

はい。

1 市長

学校の組織対応から、まず学校関係、双方の保護者を引き合わせてしまったというのが5月15日でありますけれども、その後のケアの部分、まず学校に絡む部分で皆様のお気づきの点等がございましたらお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

もうちょっとかみ砕いたほうがいいですかね。例えば学校の組織対応からいきますと、まず指摘をされているのが、基本方針どおりにちゃんと動いていない、すなわち、事前に想定されている動きがとれてなかったのではないかというご指摘が最初の固まり。この点はいかがでしょう。どうぞ、西畑委員。

1 西畑委員

不思議だなと思う部分でもあるのですが、これはいじめ防止基本方針どおりに動けないものですか。現場の先生方の関わっていく意識として、こんなものを出されても、そのとおりに動けないという感じで捉えられているようなものなのではないでしょうか。それとも、これは現場の先生方に基本方針というものをちゃんと理解してもらっていないだけのことなのではないでしょうか、どちらでしょうか。

#### 1 まなび推進課長

いじめの各学校の校内委員会がございまして、そこでいじめに対して議論する機会がございまして、こういった緊急案件としまして、そういう議論をした上で、保護者にどう対応するかということをするべきものかと思えます。それがこの中学校のケースについては、できていなかった。

#### 1 西畑委員

なぜできなかったのでしょうかね。もともとの話に戻しますが、そういう話はしにくいものですか。決まったことがあるわけですが、基本方針の中で会議体を持ちなさいという話があって、こうやって決まっている。こういうことが出てきたよとなれば、じゃあ会議体つくろうよということがまずできていれば、もう少し違った方向に行ったかもしれないというのがあるのですが、そんなことを言われても会議体なんかできない、という現場の雰囲気とか、先生方の考え方がそれに近いものであれば、基本方針を決めたのでこうやってやりなさいと言われても、それが納得できるものでなければ現場の人は絶対動かないじゃないですか。全く知らないものですか、この基本方針を。

#### 1 市長

まずここで指摘をされておるのは、資料1に書いてある、各市立小中学校の右下にあるいじめ問題対策委員会、ここに管理職や主幹教諭、生徒指導担任、この辺が関わってやることとなっておるけれども、何となく見ていると、おおむねこういう人たちが関わりながらやっているから、あえて委員会という形で行動しているという自覚もあまりないまま、ただ今回のケースでは、結構初期の5月11日の段階から生徒Aの母からのプレッシャーが大分強くなってきたので、現場でそれに主導的に対応してバタバタしているうちに、こういう組織立った対応をしっかりとするという意識もちゃんと持ってし切れないうちに、当事者である担任や生徒指導が場当たりの対応していたと。

#### 1 まなび推進課長

そういうことです。管理職にこの情報が上がってきたのも5月15日、保護者に会うその当日に管理職に上がってきたようなので。

#### 1 市長

今の西畑委員のご指摘に対してやろうと思うと、いつの段階でいじ

め問題対策委員会という形を学校として組織して対応するべきかという、そのオンを押す指標が明らかでないと思います。ここから先こういう形でやろうとなる前に、知らない間に火はボーっと燃え上がっていて、むしろ後手に回っていたという形だと思う。ただ先生方からすると、日常的にいろいろなトラブルや、保護者からの申出がある中で、どこからこういう形の対応にするかという認識合わせというところが十分なされてないという、大体そういう形で、それはきちんとやれるようにしないとイケない。

#### 1 西畑委員

対策委員会というものをつくるのですよ、ということになっていて、この中でもいじめの疑いに係る情報があったときには、緊急会議を開いてということになっているわけですよ。ということは、いじめ問題対策委員会というのは常設のものでなければなりませんよね。これはきちんと常設されているものですか。

#### 1 まなび推進課長

はい、各学校はできている。

#### 1 西畑委員

できているわけですか。できているものに対して、例えば11日の段階で、こういう事案になりそうだという連絡が入らなかったのはなぜだと考えますか。

#### 1 まなび推進課長

管理職と共有して、会議に上げないといけないという教員の意識の問題かなと思います。

#### 1 吉田委員

学校によっても差はあるでしょうけども、いじめに関する校内委員会というのは、大体普通の職員会議の前に、職員会議の案を練る主立ったメンバー、それプラス関係生徒の担任が入る。ふだんそのメンバーは頻繁に集まっていると思うのです。どこの学校でもそうだと思うのですが、そういう中で、子どもたちの人権が守られている、いじめがないかどうかということに関しては、何かあったらここで話し合うという形が普通はあると思うのです。ですから、担当の先生がいつ校長に話していいかタイミングがつかめなかったとおっしゃっていますが、本来、疑いがある時点でそこに報告して、当然校長へも渡って、西畑先生がおっしゃったように24時間以内、日をまたがずに検討すると。11日、12日の段階ではそれが機能していなかったと。後のほうで、措置・処分について書いていましたけれども、これは学校体制づくりということで、校長先生はこういう形を機能させていなかったということで、責任は問われると思います。処分まではいかないと思いますが、注意なり、何かの形で教育委員会としては示さないといけな

いなど考えています。

1 市長

曲がりなりにも学校単位で行動するようになったのは、これは5月15日からということになっているのですか。

1 まなび推進課長

そうですね。

1 市長

5月2日、最初に担任がAから以下の内容を聞き取りしたというところからスタートしているじゃないですか。担任のところにはどういう形で入ったのですか。

1 まなび推進課長

家庭訪問のときにAの保護者から聞いた。4月28日です。

1 市長

担任は、自分のクラスでどういう状況が起きているかということあまり認識してなかったけれども、4月28日の家庭訪問のときにAの保護者から、うちの子が孤立して、いじめ、こんな状態を受けているという話を聞いたので、5月2日に今までの経緯を聞いてみた、こういうことですか。

1 まなび推進課長

そうです。

1 市長

それからやっているうちに、5月11日にA本人がBと話をしようか、みたいなことを言ったけど、だんだんそこからAの親が介入してくるようになってきたということですね。

1 まなび推進課長

はい。

1 市長

B自体に接触をし始めたのは15日。だから、15日からA、B双方の保護者がセットになったような形での話をしていたと。ただその段階においても、学校がきちんといじめ問題対策委員会の方針に沿ってやれているという自覚はなかった。だから、今の話で言うと、西畑委員、吉田委員も、今回の有識者が言っているのとほぼ同じ認識で、ここについてしっかり正しをして、今後他の学校においても、早急にこういう会議をやらないといけないと。やはりそれが適切に機能しなかったのは、学校運営上の責任について処分をするかどうかはともかく、

十分指摘をしなければならない、こういうことでよろしいですか。

1 西畑委員

はい。

1 市長

ほか、何かこの点についてありますか。

1 末浪委員

今回とり得る行動としたら、4月28日に母親から聞いた時点で、先生ははじめ対策委員会を立ち上げるぐらいの気持ちでいる、今後はそうするという感じですか。

1 まなび推進課長

そうですね。管理職に報告した上で、そういう会議体で議論をして、生徒にどう対応をするのかということをお話し合わなければなりません。

1 市長

今後の対応部分については、センターを今後どう絡めていくかという部分もあるので、そこでまたお話をさせていただきたいと思います。機能してなかったということですから、ほか何かあれば承りたいと思います。

さらに言われているのは、会議体が立ち上がっておれば、先生方だけじゃなくて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも連携をして、生徒がどういう心理状態だったかということを中心に把握しながら、学校外の専門家の助言を得て対応すべきだったと、こういうことですね。

1 まなび推進課長

そうですね。

1 市長

ここについてもそのとおりにかなと思いますが、どうでしょう。

1 末浪委員

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは常にいらっしゃる状態ですか。

1 まなび推進課長

学校のスクールカウンセラーは月に2、3回ですので、そういう場合は緊急で教育総合センターの臨床心理士が学校へ行って、対応を一緒にするという事は考えられます。

1 市長

いじめ事案というのは、緊急性が当然認められるから来られるわけですが、要は最初の対策委員会がとれなかったというところも含めて、現場が抱え込むような風習から、チームで対応するところに進化し切れていなかったと、そこに尽きるわけですか。

1 まなび推進課長

そうです、はい。

1 市長

そして、次に言われているのが学校側の5月15日の対応であります。十分に両方の生徒から聞き取りをしていなかった中で、保護者同士の直接対決をさせてしまって、しかもBについても、急に学校が呼び出しをして感情的になっていったという部分で、そこに対して、学校が目の前で直接対決していたにもかかわらず行司役も果たせず、傍観者に終始してしまっていたと。この点、いかがでしょうか。

1 吉田委員

先生方も、子どもの聞き取りも十分できていなくて、全容をつかめていないのに相手の親に会わせろとなった場合、当然それは収めて、先に順序どおり子どもの聞き取りからやっていくわけですが、見ていましたら、自分の子どもの命を盾にして要求を通すようなことが見受けられるわけです。子どもの命が云々と書いていますね。

1 末浪委員

Aの保護者ですよね。

1 吉田委員

それをやられると学校としては、待ってもらおうという、そこまではなかなか言いにくい。後からも出ると思うのですが、教育総合センターやいろいろな機関に任せるのはどういう場合からか、というときに、親が「子供が学校に行きたくないと言っている。どうしてくれる。」とか、心身に支障を来しているとか、そういうことを盾にして要望を通すようになってきた場合は、学校以外の手が入らないととても難しいなと思いました。Aの保護者の要望に応じてA、Bの双方合わせてしまったというのは、学校としてはやり方はよくなったけれども、致し方ない部分もあるのかなと思います。

1 市長

私、AとBの両方とも保護者を知っているのですが、大分プレッシャー強めで、最初は修学旅行に行きたくない、どうしてくれると。要素としては、今委員におっしゃっていただいたように、行事に参加させないという人質系と、あと相手先に金銭的な部分で損害請求を求めるといった形で攻めていった中で、もう押し切られてしまっているような感じなのです。だから、そこがまさに今回、我々がセンターを



立ち上げる意義だと。私が聞いた瞬間、この両者を合わせるのはあり得ないということを最初の時点から言っておったのですが、冷静な第三者が入って整理をしないと、当事者同士で言い合っていると、恐らく今回の案件がここまでこじれてしまった最大の学校対応の失敗要因ですね、ここが。

Bの保護者としては、あまり状況が分かっていなかったのに、突然自分の子供が帰ってこなかったのも、どういうことかということを確認したら急に来てくれみたいな話で、こうなってしまったわけでしょう。

1 まなび推進課長

そうです。

1 市長

ですから、ここも専門の先生方のご指摘どおりということによろしいですかね。

さらにその後です。5月にそこまでこじれてしまったわけですが、平行線になったまま、結局10月にもう一度表沙汰になってくるまで、延々にAがBをにらみ続けて心理的に追い詰めると。かつ、Aの保護者も相手方の保護者をにらみ続けて心理的に追い詰めるという状況が継続して、Bが精神的にやられてきたがために部分的に反撃に出てしまったりとか、死ねと言ってしまうとか、ほかの生徒と一緒に嫌がらせみたいなことをやってしまった面もあるのですが、要は5月にここまでなっているのが分かっているにもかかわらず、A、B、両方の生徒に対するケアが不十分だったと、こういう指摘がなされていますが、いかがでしょうか。

1 西畑委員

不十分というか、放置ですね。

1 市長

こういう指摘は、きちんと記録に入れておいてくださいね。

1 末浪委員

これは記録に上がってないだけで、例えば5月から7月までの間もないし、7月から10月までの間もこの報告にはないのですが、学校内では、それに絡んでいろいろ細かいことはあったのですか。

1 まなび推進課長

生徒の話聞いたという部分はあるにはあるのですが、もう少し本人に寄り添って話を聞くという、その辺までは至ってなくて、廊下での立ち話で、最近どうかという程度の会話ぐらい。

1 市長

1回5月のときに両方と話をし、お互い少し距離を置かせて、置

いとくしかないよねという話をしてから、私に報告が上がったのは、10月に今度はBが被害に遭って、心を病んで休まざるを得なくなって、相手に損害賠償を求めるといった状況になっていて、それから報告が来ましたよね。その間、結局私が認識しているところでは、Aの親にびびって腰が引けてしまって、Aに対しにらんだりする行為はよくないよとか、あるいはなぜそういうことになってしまうのかというような、直接的アプローチがほとんどできていなかったでしょ。

1 まなび推進課長

そうですね。

1 市長

当たり障りなく何かあったのかみたいな感じで聞くだけであって、だからそれは放置というか、ほぼ萎縮して、先生方としては動くに動いてなかったような状態だったという認識なのですが。

1 まなび推進課長

そうですね。特にAの保護者には、どう対応するかというのに先生方も神経を。

1 市長

特にAに対して注意喚起をして、Bをにらむのをやめなさいみたいな形にすると、今まで被害者だと訴えてきたAの保護者から、うちが悪いのか、という感じで言われることを懸念して、そこが真正面から対応できなかったわけですよ、学校は。これも今後のセンターの役割だと思うのですが、先生自身が萎縮してしまっている状態だったということですね。

1 まなび推進課長

そうですね。対応はされていたのですが、やはり気を遣いながら対応をされていたのは事実です。

1 市長

全く何もやっていなかったわけではないのですが、刺激しないように、刺激しないように、オブラートに包み過ぎてわけ分からない感じになっていたと。

1 まなび推進課長

AにもBにもどういうふうにしたらソフトランディングできるかということにかなり神経を使いながら、お互いの親対応をされていたと。

1 市長

ただ、Bについてはいつぐらいから休み始めたのか。受診をして、精神疾患の診断を受けたのが11月ですよ。

1 まなび推進課長

はい。

1 市長

その際にBには、死ねみたいなことをあんた言うたやろみたいなことを言ったために、向こうの保護者との間でもごちゃごちゃしてしまった感じですね。

1 まなび推進課長

そうですね。

1 市長

次にまなび推進課の問題が指摘されておるのですが。

1 西畑委員

10月になったという手前のところ、7月、8月までの間のところ、10月までもそうかもしれませんが、教育総合センターとの間で何か情報交換や、あるいは教育総合センターから何か聞いてもらうとか、そういうことというのは、学校側からのアプローチはなかったのですか。

1 まなび推進課長

ありませんでしたし、まなび推進課も、そこら辺の情報共有なり、臨床心理士を派遣するなりという対応ができていなかったのは、まなび推進課としての今回の判断ミスでもあるかなと思っています。

1 西畑委員

そういう場合には、学校から教育総合センターに連絡が行くのではなくて、一旦まなび推進課に上げてからということになるのですかね。

1 まなび推進課長

そうですね。どちらでも構わないのですが、我々としてもこの事案は把握していましたので、早急に教育総合センターの臨床心理士と連携しながらこの事案に当たるべきだったものの、対応が我々としても遅かった。

1 西畑委員

今回はなかったということですね。分かりました。

1 市長

スクールカウンセラー等を派遣するという方法はあるにしても、これも今回センターを立ち上げるに当たって根本を改めようという点なのですが、教育総合センター、あるいは心理士のこれまでのスタンス

というのは待ちなのですよ。相手が相談したいというような形になったときに、カウンセリングを受けるというスタイルが非常に強い。こちらから、専門の心理士の立場から、学校現場にも本人にも主体的に行動するというような流れではなかったですね。

1 まなび推進課長

そうですね。

1 市長

学校からよほど重大事案だというような形で来るまでは、まなび推進課も学校現場の対応の判断に任せるという感じでしょう。

1 まなび推進課長

そうです。

1 市長

今回、そこを改めないといかんということですよ。

1 教育長

そういうことです。今市長がおっしゃられたことに関して、幾つか具体的な、学校が待ちではだめだなと思うのは、1つの山が修学旅行だったと思うのです。片一方は修学旅行に行けない、かなり教育委員会の指導主事も学校と話し合って、修学旅行に行けたのですよね、2人とも。その帰ってきたという連絡が学校からなかった。教育委員会はずっと待っていましたよね。この2人の関係を重く学校が捉えているなら、修学旅行こうでしたという連絡はあるべきなのになくて、こちらから電話したときに、私は忘れもしませんが、同行した校長が、この2人の修学旅行の様子を把握していなかったのですよ。どうでしたか、2人はと聞いたときに。

1 市長

教委は教委で、申し訳ないけど、学校が一時的に対応すべき案件だったというのがこれまでの対応だし、学校現場は学校現場で、いじめ問題対策委員会みたいな組織が本来はあって、それで管理職がしっかりそこでマネジメントしないといけないのに、やはり担任が一義的には整理をしないといけないというような、それぞれの責任でやるというような大きな流れがあった。それがゆえに先生方、あるいは学校も、自分が抱え切れなくなってから後でこっちにSOSが来るので、もう手遅れという発想だと思う。だから、全体の視点からチームで対応するというところに根本を変えていかないと、正直、再発防止にはならないと思いますね。

1 末浪委員

市長がおっしゃるとおり、そういうことが事を変えて何回か起きているので、例えばいじめ問題対策委員会という組織があるよとか、あるだけではだめで、もっと簡易に、こういう話があったらここにも上げるみたいな、そういう仕組みというの、報告してみんなで共有して、見守っていたけど何もなければそれでいいですし、これは上げるものじゃないなと思うぐらいのものでも共有するような、対策委員会みたいに敷居が高いとなかなか使用しづらいということがあると思うので。

## 1 市長

おっしゃるとおりです。だから、今まで「いじめ防止対策推進法をふまえた天理市の組織」というこの紙があるのですが、これは全国ほぼ共通のひな型に沿ったやつです。ただし、これでやっていると動けないという中からしたら、センターを立ち上げるに当たって、これ自体を全面的に変えないといけない。いじめであるという可能性があったものは、一義的にまずこっちのセンターで把握をして、そこから全体としてどう動いていくかということをもみんなで対応していく中で、担任もチームの一員として動かないと、要は自分が窓口であり、生徒に向き合う第一のフロントラインであり、保護者が来ても対応しないといけない当事者でありという形をとっているがゆえに、全体像が分からないまま来られてしまっているわけです。

今回、これで済んでいるという点で言えば、にらみ続けてBが精神疾患になってという中で言えば、今現在は2人とも受験に向かってそれぞれ対応しているわけですね。

## 1 まなび推進課長

そうです。Bは3学期、始業式は休みましたけれども、その次の日から本日まで登校しています。Aは、先週は休みましたけれども、本日は登校しています。

## 1 市長

ただ、中3という極めて重要なときに、これが原因で受験がちゃんとできないとか、あるいはB君は死ねって言ったところでとどまっていますけど、より精神的に追い詰められてもっと過激な加害行為も出ていたら、5月から10月までの今皆さんに指摘をいただいたこの対応不足は、致命的な案件になりかねなかったという点ですよね。だから、ここでまなび推進課の点は、今組織対応ができてないというか、まずは現場、という優先していたところが組織対応できなかった要素じゃないかというのを、専門家委員会の指摘に追加して、総合教育会議の委員さんからの指摘として加えたいと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

それで、重大事案についてという中で言うと、次の項目は、診断書が出ていることによってこれを重大事案として認定するということですね。ただし、受験の際の内申に影響するものではないというのは、

これはどういうことですか。

1 まなび推進課長

両家の保護者にとって、いじめ事案を自分の子供が起こしたということが受験に影響するのではないかという不安を持たれているので、そういうこととはまた別であるということ。

1 市長

それは、今双方が加害者だと言われている部分が、重大事案ではあるけれども、お宅のお子さんはいじめの加害者になったとんでもないやつだから、人格的に問題があるみたいな感じで内申に書き込まれて、不利益な取扱いを受けることにはならないということですね。

1 まなび推進課長

そういうことです。

1 市長

この点はどうでしょうか。

1 西畑委員

妥当だと思いますけどね。そこで取り上げて、内申に全部書くべきことでもないだろうと。

1 市長

これは次の部分でもあるのですが、出席停止措置についての判断もあるのですけれども、両方が自分の被害を訴えながら加害性について心配しているようなところもあって、被害を訴える点から、両方ともが相手の加害部分に対して出席停止にしろという要求をしているのです。つまりAは、Bはけしからんと、うちの子をこんなふうにいじめたと、そんなやつは出席停止処分にすべきだと言ひ、Bは、うちの子を精神的に追い詰めて診断書が出るような形にした、Aは出席停止にしてほしいという可罰意識を持っている。その処罰意識に対しては、双方お互いさまの部分があるので、どちらも出席停止という措置にすることはできないというのが第三者委員さんからの指摘なのですが、これはこういうことでよろしいか。

1 西畑委員

出席停止というのは、罰なのですか。出席停止扱いにしてもいいよというのが出てこなくても、悪い扱いにはしないよという意味で出席停止という扱いなのではないですか。

1 市長

自分の子どもは出席停止とか罰を受けたくない。内申でもマイナスをつけられたくない。ただ、相手についてはこのままでは治まらない。

要は停学処分にしろということですね。

1 西畑委員

そういうことですか、出席停止というのは。

1 市長

要は停学にしろと。出席停止という言い方をしている中で、自分の子どもが、相手がいると安心できないので、学校に来さすなという自分の子どもを守ろうという要素と、そんなふざけたやつは停学にしろという、その両方の要素が入っている認識ですね。

1 まなび推進課長

はい。

1 市長

それについては、学校現場で双方の物理的距離をきちんととらせて、お互いの接触をあまりさせないような状態にしてきちんと出席はさせよう。あるいは、ちょっとしんどくなって休んでしまった場合は、きちんと課題を出せば出席扱いにしてあげようというのが、第三者委員会からも認めていただいた方針だということなのですが、それがそういうことでよろしいかということですよ。

1 西畑委員

罰として出てこさせるな、みたいな話というのは、そんな話ではないだろうと。

1 吉田委員

出席停止というのは、その子が出席することによって通常の学校の進行が妨げられるような場合にやむを得ず出席停止をして、出席停止になった子はその期間中学校から教育を保障されないといけない。この場合で見ると、その子が多くの子に影響を与えているという、あまりそういう構図は見えなくて。これはどちらも出席停止を行わないという形で普通だと思うのですが。

1 西田委員

仮にAないしBが学校へ出ていきにくいというのであれば、自宅で学習ができる環境を整えと。

1 市長

大体皆さんのご意見は、重大事案だけれども、双方の将来、あるいは現在の学習に影響を及ぼすようなことはさせない、こういったことで。ありがとうございます。

それに対しまして、今後の対応であります。まず、継続的なカウンセリングが大事だというご指摘、まずは、今はお互いに自分から近づ

かないようにさせ、双方の保護者については、高校受験に向けて自分のお子さんのケアを最優先にさせていただいて、相手がどうこうということではないということ。学校については、学習支援をやるとともに、学校長が両方に謝罪をしてはどうかということと、まなび推進課については、それをしっかりサポートしてあげなさい、そういうことですね。これの部分について、何かご指摘はあるでしょうか。

#### 1 末浪委員

今A、Bについては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーはついているのですか。

#### 1 まなび推進課長

Aは定期的に病院に行っている、そこでカウンセリングを受けていると聞いていまして、学校からのカウンセリングをどうって言う話をして、そっちに行っているので受けないということで、Bは、スクールカウンセラーのカウンセリングを2回今まで受けています。Bのお父さんは、教育総合センターで一度カウンセリングを受けられたという経過で、Bのご両親にはカウンセリングを12月から進めているところでございます。

#### 1 市長

ほかのケースでも割とあるのですが、うちとしてはカウンセリングを受けてほしいなという人が、保護者と子どもも含めてかたくなに拒否されるというケースはあって、先生のところに行ってきたと相談してよと言っても、ええねん、みたいな感じで対応されることが多いですね。

#### 1 まなび推進課長

そうですね。

#### 1 末浪委員

ちなみに、先生とうちが連携をとることはできないのですか。

#### 1 まなび推進課長

そこは保護者の了解も必要かもしれないですね。

#### 1 市長

そこは難しいのです。今後センターが積極的に案件に介入していくに当たっては、センターの人を受けの体制にしていたらどうにもならないので、指導的立場にいる人間というような位置づけにして、教師が生徒に指導するのと同じような形で入れるようにしないとだめだろうと。



## 1 教育長

そうですね。指導主事がかなり苦勞して、中学校に何度も行って、こうしたらどうというのがはねつけられてきたでしょ、この間。

## 1 市長

ほかのケースでもそうです。だから、教育総合センターのカウンセリングを受けませんかじゃなくて、学校側の運営側の1人として、カウンセラーないしソーシャルワーカーは先生側の1人としてアプローチできるような形でやっていかないと、入れないかなと思う。うちはちゃんと相談しているから大丈夫と言っているところで、本当にちゃんと相談してそっちで改善されているような例というのは、ほぼない。

ここまで来たら、こちらの市のところはきちんとしていないといけないわけですが、双方が戦い続けるという構図はできるだけ避けたいと。恐らく受験がうまくお互いに行けば、受験校も違うので、距離を置くという形になると思うのですが、これが望む結果に仮にならなかったとすれば、処罰感情は非常に高まるリスクはあると思います。うちの子は真面目にやっていた、あんなに頑張っていたのに、こんなしょうもないことが起きてしまって、こんないじめられて精神的に追い詰められたせいで足を引っ張られてこうなると、これは罰せざるを得ない、こうなる可能性もありますね。だから、最大限それぞれにサポートするということが先決であろうということですが、これについてはほか何かありませんでしょうか。こうしてあげたほうがいいとか、ああしてあげたほうがいいと。

## 1 吉田委員

ほぼこれでいいと思うのですが、学校の対応の問題点について、校長がA、B両家に謝罪するというところなのですが、適切に対応したところもあれば、やむを得ずそうなったという部分もあれば、ちょっと至らなかったという部分もあるのですが、どういう部分について謝罪するとかいうのは。

## 1 まなび推進課長

校長の謝罪については、5月15日に両家を会わせたことでこういう事態になったということで、既に1月の時点で市長から指示いただいたときに、私ども含めて両家に行きまして、一旦謝罪はしている状況でございます。

## 1 吉田委員

両方の親を会わせたということ。

## 1 まなび推進課長

会わせて、こういう事案で長引かせてしまったということについて。

1 吉田委員

漠然とした形での全般的な謝罪。

1 まなび推進課長

はい。その責任は全て校長にあるということで。

1 市長

いじめ問題対策委員会の開催も含めて、組織的対応がちゃんととれていなかったことについての謝罪ですね。

1 まなび推進課長

はい。

1 市長

ただ、後で処分を検討するかどうかという要素もあるのですが、でも、相当保護者さん自身のプレッシャーが強いというか、謝罪したら次から次へと要求をしてこられるような感じですね。たしか相当時間的には拘束されましたね、保護者Aのほうは。

1 まなび推進課長

そうですね。

1 末浪委員

今回、謝罪してみてどうですか、両者の感じは。

1 まなび推進課長

次長と私と校長と行かせてもらったときには、分かりましたということで、そんなに時間は長引かずに帰ってきたという状況で。

1 末浪委員

AもBも。

1 まなび推進課長

AもBも、はい。

1 市長

Aはその前に、この11月のときに、そもそも自分のところも加害者だと言われたことに対して、それがいじめに当たるのかどうか専門家に確認をしるというような形で要求したのではなかったですか。

1 まなび推進課長

そうですね。それはかなりの時間を要して、Aは被害があったとしても加害ではないと。にらみ続けているというのは見ているだけだと、それはいじめではないとAの保護者はおっしゃっておられると。

1 市長

吉田委員がおっしゃっていたように、この上に重ねて学校長が改めて謝罪するという点について、どうなのかということですかね。

1 吉田委員

そうですね。組織的な対応ができなかったということは、もう謝罪をされているわけですよね。A、B、2つあって、それぞれに対して、事細かに。

1 市長

それに対しますと、今処分が必要かということがあるのですが、処分には及ばないけれども、反省会を開いてしっかり再発防止について議論すべきだと、ここの部分はいかがでしょうか。

1 西畑委員

子ども応援相談センターの運営のときに、どの時点でセンターに連絡するのかとか、そういう話というのは、この事案をベースにして、次のステップとしては絶対にやってほしいと思うのですが。

1 市長

具体的事例として、しっかり校長にも入ってもらう中で、具体的な処分には及ばないという、ここの部分はよろしいですか。

1 吉田委員

処分までは及ばないにしても、やはり訓告なり注意なりというような形で、良い方法が取れなかったじゃなくて、やるべきことができていなかったということですかね。

1 市長

なるほど。ですから、戒告以上になったら懲戒になっちゃいますけど、文書訓告とかやったらありなのですか。

1 副市長

大丈夫です。

1 市長

組織的対応をとれなかったことによって、実際に診断書が出ていますよね、一方のほうに。重大事案という形で認定されるに至ったということについて、文書勧告ぐらいは行うのが適切であると、こういう総合教育会議の判断ということではよろしいですか。

1 吉田委員

私が言っていますのは、処分ではなくて、教育委員会で注意なり。

1 市長

教育委員会からの注意。

1 吉田委員

はい。

1 市長

それはどうですか。

1 副市長

それは別に組織の管理運営上、全然問題ない。

1 吉田委員

そんなに重いものではないけれども、形として、天理市全体でいじめに関する委員会が既に動いてなくちゃいけないわけですから、そこはきちんと。

1 市長

診断書が出て重大事態になって、因果関係がある形を、組織的対応をとってなかったといたら、何かの形で処分でもおかしくないと思うのですが。

1 吉田委員

それと、ちょっと話が矛盾するかもしれませんが、何らかの形で伝えないかと言いながら、重大事案ということは、もう今ここでは認めているのでしょうか。

1 市長

ごめんなさい。重大事態というようなこととして取り扱うというのが、4ページの重大事態についてと書いてあるところの上から5行目、全てを重大事態として扱うというのが今回の専門家の皆さんの判断なのですが、すみません、ここについて確認してなかったようですが、重大事態として取り扱うということについては、本会議についてもこれでよろしゅうございましょうか。

1 吉田委員

Aは、最初はちょっとしたトラブルからバレー部の中で孤立に追いやられて、その後、Bが圧力をかけてきたり、いろいろなことが出てきたりということで、暴力ではない無言の抵抗としてにらむということをしてきたのだらうと思うのですが、それだけで、相手が精神疾患の診断書をとったからといって重大事案にしているものかどうか、ちょっと考えるべきだと思うのですね。子ども対子どもで加害をした、その被害を受けた者が精神的な支障を来したということであれば重大

事態だと思うのですが、子ども対子どもよりも親の、Aの親からの攻撃、Bの親からの叱責、そういうものが重なって精神疾患が起きてきているのではないかというご意見ありましたよね。そちらのほうが自然に受け入れられるようなイメージ。

1 市長

この重大事態として取り扱うというのは、生徒2名の加害性をそれによって認めるであるとか、重大事態を犯した犯人みたいな扱いということではなく、この案件全体が重要性を帯びた事案であるということを確認するということですよ。

1 まなび推進課長

そういうことです。

1 市長

すみません、それも整理できてなかったのですが、さっき言った、つまり案件全体として重大性を持つただけけれども、諸要素、双方やり合っている、親も介入しているみたいなことを考えれば、どちらかの将来を傷つけるような形で、それを内申に影響させるということもしないし、出席をさせないということもしない。ただ、双方あるいは市教委や学校が、この案件というのは大したことなかったよねという案件ではなくて、十分に重大事態として認識し、今後の再発防止につなげていくべき案件だと、こういうことですね。

1 まなび推進課長

そういうことです。

1 市長

そういう趣旨だということですよ。

1 吉田委員

最初Aが嫌な立場に置かれて、次にB、それを含めて、親も子どもも含めての、この案件が大きいものだと、そういう取扱い。

1 市長

いじめ自体かすり傷程度のものから、これは深刻な事案だったよねという形で、今後重大事態として法に定めるような、うちの記録としてちゃんと置いていて、後々、重要性があった事案という形で扱うということですね。

1 まなび推進課長

そうです。そのためにこういう会議の中でも公にして、皆さんにご意見をいただいて、しっかりと今後の対策のために助言いただくと。

1 市長

逆に言うと、この専門家の皆さんが重大事態じゃありませんって言ったなら、そもそもこの会議自体が開かれてない。教育委員の皆さんが出席した、私も出席する形のこの総合教育会議で取り扱って、ちゃんと重大事態として取り扱うべき案件だというのが、この皆さんの判断。

1 吉田委員

大変なことが起きた、加害者のAであるということではなくて、全体の。

1 市長

全体の構図についてですよ。だから、Aは重罪みたいな、そういうことではない。

1 まなび推進課長

この事案が重大になるきっかけとして、Bの精神疾患の診断書ということで、きっかけとしてはそれになりましたけども、5月からの事案全体として、我々教育委員会も学校も重大な事案であり、重く受け止めて対応しないとイケない事案であるという。

1 市長

Aが、自分が被害者だと訴えている部分も含めて重大性がある、こういうことですね。

1 まなび推進課長

はい。

1 市長

ということでしたら、ご理解いただけますか。

1 吉田委員

天理の基本方針、重大事態というのは精神性の疾患を発症した場合、これに捉われて決まっている、そのようにしたものじゃなければ。

1 市長

要はそれが1つの判断のポイントですが、何ををもって重大事態としているかという点については、こういう点を懸念いただいたということは。

1 吉田委員

分かりました。

1 市長

ほか、この点はいかがでしょう。

## 1 末浪委員

4 ページの書き方が、引っかかったような書き方になっているのではないかなと思うので、全体的に重大な案件とするのは必要だと思います。今後立ち上げる機関のためにも、一步踏み台になったような案件だと思いますので、但し書きで書くものではなくて、そっちを持っていくことができれば、そこの引っかかりはないのかなと思います。

## 1 市長

Aの行為だけを指しているのではないよということを、ちゃんとはっきりさせよということによろしいですか。

## 1 末浪委員

はい。

## 1 西畑委員

5月からという話というのが、「ただし」と書かれているので、そうじゃなくて、もう5月から含めて、全体としてというふうなところも文章に改めていただいたほうがいいかなと。

## 1 市長

さっきからの注意の部分ですけど、ですから、重大事態を招いてしまったということについて、学校長及び課長にちゃんと注意を行っていくと、こういうことによろしいでしょうか。

## 1 西畑委員

課長も今回に関しては、残念ながら組織対応の欠けている部分というのがこの中でも出てきていますし、もう致し方なく。

## 1 教育長

今回印象的やったのは、Bのお父さんがBにきつい叱責をして、これはうちの子が悪いと、お父さんはあの時点でそう言っていて、帰ってきたときに、「だって学校何もしてくれへんもん」ってBに発言させてしまった要因がそもそも重大事案で、それは何かというと、学校側も両保護者の圧が強過ぎたために踏み込めなかった。何でもっと家庭訪問しないのですか、何でもっと子どもの思いを聞きに家へ足を運ばないのですかと聞いたら、行ったら過度な要求をされるので、それに対してよう応えないと。だから行かないという発言がありましたよね。一方的な過度な要求をされる。

## 1 市長

そこでね、教員が、大分腰が引けた対応だったと、私にその報告があつて、それで精神疾患の診断を受けて訴訟だという案件になっているというときに、まず物理的に距離を置かせるとともに、担任が保護

者に何か言われたらということではびびってしまうのではなく、生徒と間接的に話をするのではなくて、ちゃんと向き合って話をさせましようと言って、やっとAが多少言いましたよね。最初不信感も持っていたであらうとか、一定話をしてくれたのですよね、Aは。

1 まなび推進課長

そうです、Aと担任とが話しました。

1 市長

Aと担任との間で。担任自体がAに直接向き合うことから逃げてしまっていたということでしょう。

1 まなび推進課長

そうですね。深く関わるどころまでできていなかった。

1 教育長

今回の子ども応援相談センターの委員というのは、その辺をしっかりと学校に言っていけるような立てつけにしないと。

1 市長

さっき教育長が言った、Bの学校は何もしてくれないというのは、自分がにらまれてAからこんなに圧をかけられている状態を学校は放置して、自分を一切守ってくれる存在ではないと言っていたということとつながるわけです。だから、5月以降、Aに対してもBに対しても腫物に触るようになってしまっていたということが、結果的にBが追い詰められ、学校は自分を守ってくれない、どうしたらいいのか分からないとなってしまっていたということなので、今回5月に直接対決させてしまったということとともに、5月から11月までにきちんと学校が両生徒に向き合えなかったというのが、非常に大きなポイントじゃないかなと思います。

1 西畑委員

それも含んで重大事態ですよ。

1 市長

それはそうだと思います。こうしたことでよろしゅうございますか。そういたしますと、最後のところの再発防止ですが、これは我々が子ども応援相談センターをつくるということを知らない状態で専門家の皆さんは議論しているので、こういう書き方なのですが、書いていただいている方向性自体は、臨床心理士も含めてチームとして、組織体制でやりましようということですね。あとは相手を尊重し、道徳・人権教育をしっかりとやりましようというのは、当たり前ですが。保護者対応マニュアルを作成するというのは書いてくださっている。この点、いかがでしょうか。



## 1 西畑委員

子ども応援相談センターを積極的に活用していただくのはもちろんそんなのですが、それに対してどの部分まで入っていくのか。マニュアル作成するというのは分かっていますが、今までもマニュアルがないわけではない。そのとおり動いていない、組織で動いてなかったというのが今回の話なので、そこで幾らマニュアルを作成すると言っても、これが分かっていないとどうしようもない。

## 1 市長

スーパーバイザーがまず状態を把握して、判断をしてやるということですが、今回我々が思っているのは、このA、B、あるいは保護者の対応を担当がやりながら、ほかの生徒の対応、授業の準備をやっていくというのは、極めて難しいし、Aが修学旅行に行きたくなくなったときにうろたえてしまって、相手の保護者の圧に抗し切れなくなっているところがそもそもの課題。だから、もちろん介入する中身とか、生徒に向き合うに当たって生徒と担任が話すということは不可欠ながら、さっき末浪委員におっしゃっていただいたように、いじめではないかという案件があった場合には、保護者が学校に出てきたとしても、まずは子ども応援相談センターに一報を入れて、そこでどういう状況になっているのかという事案を確認して、それで誰が何をするのかということ整理して対応するということにし、その役割分担の中で指示を受けて、担任もこう動く、学校としてはこうしようと、順番を根本的に入れ替えようというのが今後の発想です。学校現場が基本的にはやるものだという形になってしまって、学校長も担任がまずは対応すべきだとなっていて、担任自身も、今までは自分のところで起きたことについては自分がまずやらないといけなくなっていたと、そうではないよということを確認にする。

## 1 教育長

今回大きな教訓だったと思います。学校の常識として、学校がまず方針を出すというのがあったのですが、それが裏目に出た事象だったなと思っています。突然起こった事象じゃなくて、ずっと前から続いていた事象なので、こういうことがあると分かっているながら、その対応ができなかった。しかもBに至っては、日頃学校生活の中で問題行動が多発していましたよね。その聞き取りを学校はほかの子にはして、いろいろ問題行動が出たけれど、学校はそれに対してBに指導ができなかった。

## 1 市長

Bはほかにも問題行動が結構あったのですか。

## 1 教育長

学校でいろいろ。それはこのことがストレスになって問題行動を。

1 市長

先生が生徒に対してすべき指導をできなくなってしまったという、ここをスタートラインにするということ。

1 教育長

どうですか、指導主事も係長も、靴の上から足を搔いていた思いはありませんか。

1 まなび推進課係長

はい。

1 教育長

そうでしょ。学校に主導権を渡したがために、こちらがいくら指導しても学校が動いてくれない、そうでしたよね。

1 まなび推進課係長

そうですね。

1 教育長

修学旅行から夏休みの間、ずっとこの子たちに寄り添うべきことをほったらかしにしていた、問題が起こらないから。そこですよ。

1 まなび推進課係長

はい。

1 市長

AとBは、今は違うクラスですか。

1 まなび推進課長

もともとクラスは違います。

1 市長

だから、今まではそれぞれの担任が、要は自分の受け持ちの生徒で何かあったら、学校の授業時間の外で起きたようなことも全部背負い込まないといけない形になっているのですが、でも見ていると、休み時間の仲間内での会話や、クラブ活動や、そもそもクラスの違う生徒同士の話ですね。そこで来た事案で、誰がどう関わるべきかみたいなことも整理されないまま、でも最初にAが、自分が被害者だと訴えたから、Aの担任が主担当みたいな感じになってしまっているのですが、まずは学校でそういう事案を認識したら、子ども応援相談センターにやって、そこで司令塔を立てて、学校側にどういう事実関係なのかということを確認させ、そう言っているうちに保護者が来たとしたら、一時的にはこちらで話を聞かせていただいて、それで担任が子どもに

対してどうアプローチすべきかみたいなことをきちんと指導していく。その中にカウンセラーも入っていくという形で、いじめ問題対策委員会は今まではまず学校現場ごとにして、ここで対応し切れなくなったら必要な支援を受けましょうという体制なわけですが、うちの場合ははなから本部体制をつくって、そこがちゃんと各校に指導していく形に変えていこうという発想ですね。

#### 1 教育長

そうしないと、指導主事がいくら指導しても入らない。今回もそうでした。1年間近く指導主事が指導しても、最初に主導権を学校に渡してしまったら、もう入らない。

#### 1 市長

学校現場もいろいろなパターンがあって、もう手に負えなくなったらどうしたらいいですかとうちに來る場合とか、保護者が、学校では埒が明かんとってから教育委員会に殴り込んでくるパターンとか、いろいろありますが、ふだんの授業の進め方や授業の準備というのは、当然学校側、自分たちが主体性を持ってやっていくということですが、学校全体として改善を要するであるとか、そういうトラブル対応というところについては、指揮命令系統をしっかりとさせて、まずは子ども応援相談センター、ホットステーションがやって、そこに指導主事とカウンセラーもいて、適切な指導助言を受けながら学校現場も一緒になって動いていく、その関係性をはっきりさせなければならない。その代わり学校現場は、直接保護者に圧を受けたりであるとか、まずは自分でさばかないとどうにもならないという重圧とか責任から解放されるということ、をはっきりさせましょうということですね。

#### 1 西畑委員

すごくお願いしておきたいのは、どうしても自分たちでやってきたという意識がすごくあると思うので、もうこれぐらいのことでわざわざホットステーションまでつながなくても大丈夫と思ってしまおうと思うのです。ちょっとした芽のところ、そこからつながっていったら広がっていくという事案、まさにこれがそうだったと思うのですが、絶対になるので、芽が出たというのを早いことホットステーションでつかめるように。

#### 1 市長

初めの段階からホットステーションに、こういう案件が来たら上げるのををはっきりさせるというのが、今日の総合教育会議でも指摘があったとさせていただきたいと。

この前、学校の先生方と話をしたときに、うまくできていたという自負を持っている先生ほど、自分たちがその場で対応したほうが、解決が早いと、そうおっしゃるのです。みんながそうできるかというのできてないわけですし、その先生も今まで運がよかっただけで、とて

も自分1人では負いきれない案件が出てくる可能性だってあるわけですから、今回AとBの話ばかりしているのですが、結構周りにほかの子というのが出てきているわけです。Cも出てきているし、あとBと一緒にやし立てているのか、Bの味方をしてあげているのか分からないのですが、Aが入っているところのトイレのドアをどんどんどんってやるやつだとか、必ず周りがある。あるいはBが自分は学校には何も守ってもらえないみたいなことを周りの友達に言うと、そういうモードがある程度一定のグループに蔓延していくので、そうなったらクラスの運営や、先生と生徒という集団の信頼関係にも当然傷がつくわけです。そういったことを考えても、個別の対応じゃなく、まずは些細なことであったとしてもこちらに、授業の運営以外の部分というのは動いていく。今我々がやろうとしているのは、放課後の部分であったりとか、あるいは地域の活動であったりとか、そういうのは二部、三部として、学校の先生は、授業における生徒にしっかり指導するということを主担当として。

#### 1 教育長

今市長が言っておられる立てつけのほうで親も冷静になれると思うのです。今の場合だと、学校が思うように反応してくれなかったら、ますます要求がエスカレートして行って、子どもにそれが影響して行って、違う機関を立てつけて受け止めますよってなった場合、親も冷静に何を相談すべきなのか、何を要求すべきなのかははっきりするし、今市長がおっしゃられた、今までうまくやってきたというのは、古の学校と保護者の関係を念頭に描いているのですが、今はもうそんな保護者ばかりじゃないというのは、市教育委員会は思い知っている。

#### 1 市長

本当にパワーがあれば、当事者同士を会わせたときでも、お互いが言い合いになったときにさばける。はなから押し切られて会わせているし、お互いに目の前でけんかし始めても傍観していたら、今度は学校は何もしなかったと両方から責め立てられる。

#### 1 末浪委員

今回、ホットステーションができるのは非常にいいと思っていて、お互いのステークホルダーというのがここで一括されて、利害関係が関係なく管理できていいなと思うのですが、今回の件で言うと、いつの時点で新しくできたホットステーションに連絡しますかというのを聞きしたいなと思いました。

#### 1 まなび推進課指導主事

学校の方針と保護者のこう対応してほしいという思いが明らかに食い違っているのが5月11日かなと思うので、学校はその時点で上げていただくのがいいのかなと思います。そうすれば、親の要求を一旦止

めて、専門家も入れて方針を確認しますのでということで、返しやす  
いのかなと思います。

#### 1 末浪委員

ありがとうございます。これは正解が分からないので、皆さんの  
タイミングなのか聞きたいだけなので、すみません。

#### 1 まなび推進課指導主事

私も現場における感覚でしたら、5月11日、もしくは11日の後に相談  
をしに行くと思います。

#### 1 まなび推進課係長

私は4月28日の家庭訪問で話を聞いた段階で、保護者のことを考え  
ると早く相談して、聞き取りの段階からどういうことを聞き取ればい  
いか、保護者の対応も含めて相談したいかなと感じます。

#### 1 まなび推進課長

私も4月28日ですね。家庭訪問で親から来た情報を共有して、対応  
を考えて、組織対応というところまでやったほうがいいかなと。

#### 1 市長

多分どちらの意見が正しくてどっちが悪いということでないとお  
っしゃるとおりだと思います。今そこで分かれたのは、こっちは子ど  
も応援相談センター立ち上げの会話をしている頻度が高い。こちらは、  
従来の一生懸命やっていた学校でいた学校感覚というところがはっ  
きり出ていたと思います。今我々が子ども応援相談センター立ち上げ  
に向けてやっている方向で言えば、4月28日ですよ。4月28日にい  
じめというのが保護者から出て、その次、もう5月2日にアクション  
をAは起こしているわけですが、まず、最初に誰からどのように生徒  
にアプローチして話を聞こうか、というところから子ども応援相談セ  
ンターが指示をしてやるということ。場合によっては担任がやったほ  
うがいいパターンもあれば、この段階でスクールカウンセラーを送っ  
て何があるかを聞き取る可能性もあるし、あるいはまずBから聞く可  
能性もある、どういう可能性があるかも含めて対応策を検討しようと。  
保護者からもその時点で話があったときには、もう完全に子ども応援  
相談センターのほうにその話が来ると。

だから、末浪委員は報告をいつのタイミングでしますかという言い  
方をしていたいたのですが、教育長の認識も分からないですけど、  
私が今まで皆さんと会話しているところからしたら、4月28日をもっ  
て案件を移管する。報告ではなくてパス。まずはそっちに言っていく。  
そっちの司令塔の指示に従って、担任や校長、カウンセラーも含めて  
動いていくという発想です。

#### 1 教育長

そうです、僕もそう考えています。

1 市長

報告というと、結果的に担任Aから入ろうという部分もあり得ます。ただ、今までの他の事例で、カウンセラーに相談してから担任が聞き取った例があった。やはりそちらがうまくいっていますよね。

1 まなび推進課長

そうです。

1 市長

これは非常にいい事例でしたね。今回のケースで、あなたはどこの段階で移管しますかということで、認識を合わせていきましょう。

1 末浪委員

利用する人にも、もちろん学校の先生、現場の先生にも下ろしていただけたらなど。

1 市長

これは絶対にやらないといけない。

1 教育長

よく言われているのは、最初のボタンの掛け違いでいつも長引く。だから、最初のボタンの掛け違いをしないようにしていこうという呼びかけは必要ですよ。

1 市長

今まで待ちだったからこちらから入らない、遅くなるのは当たり前。

1 西畑委員

これぐらいのことを言って騒ぎにするのもどうか、という考えを持っておられるのかなと思うのですよね。そうではなく、最初から、ちょっと何か芽が出ているというところから言っていたかかないと。

1 市長

AとBの話だけしていると、要はこのいじめ案件をどうすればもうちょっと早い段階で抑えられなかったのかということになると思うのですが、本来必要なのは、AとBに対してコミュニケーション教育をちゃんと行い、周りとうまく生きていくためには何をしていったらいいのかということをやちゃんと教育してあげるのが一番大事なことだと思うのです。このケースがうまくいったら、AとBがとりあえず自分の第一志望校にさえ行けば、高校通ったしいいやという感じになって、双方の中で一旦終わりになるかもしれないですが、でも特にAとBが

自分自身で学びというのがなかったら、恐らく高校でもAについてはトラブルを起こすでしょう。納得いかないことがあったら同じようにもめていってしまって、どこまで責任を負うかということですけど、ただ、本来だったらAにちゃんとした教育を施してあげないと。

#### 1 教育長

本当はこういうトラブルで学んで価値観を広げ、人とつながるすべを持って社会に出ていくことを学校で学ぶべきなので、そういう視点でもホットステーションがそういう指示を出すと。専門家の心理士のアドバイスを得て、小さいうちにこの子に対応の指示を出すということが、今市長がおっしゃられた、この子の生きていく力を育むという視点ではすごく大事で。

#### 1 市長

今回、心理士の人数を増やす、待ちの姿勢のカウンセラーという視点じゃなくて、教師の一員だと思ってやってくれと言っているのは、まさに初期介入したところで、カウンセラーがこの子に社会性を養っていくに当たってどういう教育をしてやったらいいかを、担任と一緒に話をしながら成長させてあげる方向に入ってくれというのが大きなポイントですよ。

#### 1 教育長

もし今の話を同意いただけるなら、この会議のまとめに、ホットステーションの立てつけの今話をに入れてもらうというのはどうですかね。この教訓を生かして、天理市としてはいかなる立てつけのものをつくろうとしているのか、教訓として生かすということで、ほかの現場の先生方や校長、教頭にも分かってもらうように。

#### 1 市長

これ中3なので、もうすぐ我々の手から離れるという話ですけど、これが小6の案件であれば、当然中学校になってもこの子たちへの教育活動というのは続いていくわけです。単なるいじめ問題の解決というスタンスではなくて、子ども応援相談センターも含めてこういう事案を生じさせないように、あるいは子供たち自身に再発させないように生徒として成長させていくためにどうする、というところまで考えてやるというところがないと。

#### 1 末浪委員

どこか忘れましたが、人口9万人の、その教育委員会では、定例教育委員会前に必ずいじめの会議があって、小さなことから大きなことまで、この1か月間にあったいじめ、その後どうなったのか必ず委員全員が報告を受けている、と聞いています。私も教育委員に入ってから、事態が大きくなってから知ることはできるのですが、どんなこ

とが起きているのかはふだん分からないので、ホットステーションができて、小さなことから入ってくるのであれば、あれはどうなった、こうなった、じゃあこれはもう大丈夫だよねとか、これは引き続き要るよねとみんなで共有できるのかなと思っておりますので。

1 市長

そこは、今後そうしていきましょう。

1 教育長

はい、そうしていきます。

1 市長

教育委員の皆さんは、ホットステーションのアドバイザー的位置づけとして、今こういうことが動いていますということを経験させていたただく中で、他方はこういうことにも気をつけるべきだとか、ほかのところではちゃんとこれができるのか、みたいな感じになったほうが良いということですよ。

1 末浪委員

毎月、教育委員会での報告時間は10分程度らしいのですが、その時間があることで、学校側も、気にしてくれているのだなど。定例で報告するから学校も動くというか、そういう効果もあるみたいですよ。

1 市長

何かこれまでの総括的なことでも結構なので、これは言っておきたいという点がございましたら承りますが、いかがでしょうか。

1 吉田委員

再発防止策について、学校内で誰かがいじめにつながる事象を見つけたときには、必ず全体で共有する、検討する、これも二本立てで、ホットステーションへ報告が行くのと同時に学校では。

1 市長

ホットステーションと学校の対策委員会というところが一緒になって動くということですから、ホットステーションだけが知っていて対策委員会の人は知りませんという話はありませんと思いますので、この構図を変えないといけない。立てつけを変えたものを、改めて皆さんに確認いたしましょう。

1 教育長

分かりました。

1 市長

ほか、西田委員はよろしいですか。



1 西田委員

はい。

1 まなび推進課長

最終になりますが、この会議において、この事案については一旦まとめるといふ形にさせてもらうのか、この調査では不十分だということ、再調査委員会にこの案件を投げるのか、その最終確認だけお願いしたいと思います。

1 市長

どうでしょうか。調査というか、内容的な確認はこれで尽くされているかなと思いますが。

1 西畑委員

私は再調査までは必要ないと思います。

1 市長

ただ大事なことは、これはまだ継続していて、一旦冷戦という感じで何も解決してない。とりあえず今は受験に集中させましょうというだけの話だから、継続的にこれからどうなっていくかというのは、今後の対応策も含めて報告させていただくということではいかがですかね。

1 西畑委員

その後の経過ということで。

1 市長

そうですね。無事にどういう形で卒業していけるのか。

1 西畑委員

定例の会議は月1回しかないもので、その会議を待たないで、今クラスルームをつくっていただいてすぐに情報をいただけるようになったので、こういうことが変わってきたということがあった時点で、共有していただけると。

1 市長

今は一時的に冷却させているけど、何か状況に動きがあったときには会議を待つことなく、直ちにオンラインでも共有させていただくということではよろしいですか。では、返します。

1 事務局

それでは、ほかに意見がないということですので、これにて本日の総合教育会議を終わらせていただきます。  
ありがとうございました。

閉会

午後 4 時 27 分